平成 25 年 6 月 25 日

経済戦略局総務部総務課担当係長、市職経済局支部長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・企業立地部事業創出課の職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。
- ・企業立地部事業創出課においては、成長産業分野への参入や新たな事業展開をめざそうとする中 小企業等に対する支援の一環として、ビジネスセミナーや研究会、マッチング会などの各種イベ ントを開催している。
- ・そうしたイベントは、参加対象者の多くが日中は自社業務等を抱えていることから、必然的に夜間に開催するものが多く、その場合、職員はこれまで超過勤務で業務に従事してきたところであるが、当日は長時間勤務となり、身体的に負担が大きかったところである。
- ・ついては、職員の健康管理及び円滑な業務運営並びに業務執行の効率化を図るため、ビジネスセミナー等の開催日において、各種イベントの終了時刻が 20 時を超える場合を除き、原則として超過勤務命令が生じない場合に、勤務時間の割振り変更を行いたい。
- ・具体的には、勤務時間を 11 時 30 分から 20 時までに変更したい。なお、休憩時間については変更しない。

(支部)

・職員の健康管理の観点から行うものであることから、基本的に了承するものであるが、本日協議 を受けたところであるため、改めて交渉を行い、支部の見解を表明することとする。